

# 工 事 成 績 評 定 基 準

## 1 趣 旨

この基準は、沼津市建設工事検査規程（平成 22 年沼津市訓令甲第 3 号。以下「検査規定」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づき、厳正かつ公平な工事成績の評価を行うために必要な事項を定めるものとする。

## 2 工事成績評定の実施

- (1) 成績評定を行うもの（以下「評定者」という。）は、検査員並びに監督員及び所属長とする。
- (2) 成績評定の採点は、別記様式「工事成績採点表」により行うものとする。
- (3) 評定は「工事成績評定システム」で行うものとし、請負金額が 130 万円以上 500 万円未満のときは小規模型、500 万円以上のときは標準型の運用表を用いるものとする。
- (4) 工事の請負金額が 500 万円以上の場合、監督員は工事監理において「施工プロセスのチェックリスト」を利用し、評定にあたってこれを考慮するものとする。

## 3 工事成績の通知

工事の成績は、前項の点数を工事完成認定書に記載することにより、受注者に通知するものとする。

## 4 工事の講評

採点の合計が 64 点以下の場合、検査員は、当該工事に関する意見又は見解を工事完成認定書の講評欄に記載するものとする。

### 付 則

- 1 この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 従来 of 工事成績採点基準は廃止する。

### 付 則

- 1 この基準は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

### 付 則

- 1 この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。